

文教厚生委員会資料

病 院 局
令和3年9月30日・10月1日

■予算案 1件

第110号議案 令和3年度島根県病院事業会計補正予算（第1号）・・・1

■報告事項 2件

- 1 病院局における障がい者雇用の状況について・・・2
- 2 消費税の課税誤りに対する返金について（追加分）・・・3

令和3年度病院事業会計9月補正予算について

1. 県立中央病院予算

(単位:千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	概要
(収益的収入及び支出)				
1 中央病院事業収益	19,614,069	▲ 550	19,613,519	
2 医業外収益	2,889,149	▲ 550	2,888,599	
3 うち一般会計負担金	1,545,864	▲ 550	1,545,314	
4 中央病院事業費用	19,878,959	78,411	19,957,370	職員数(一般職:本局職員を含む) 974人 → 987人
5 医業費用	18,999,512	78,411	19,077,923	
6 うち給与費	9,395,847	78,411	9,474,258	
7 損 益	▲ 264,890	▲ 78,961	▲ 343,851	

2. 県立こころの医療センター予算

(単位:千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	概要
(収益的収入及び支出)				
1 こころの医療センター事業収益	2,625,779	▲ 290	2,625,489	
2 医業外収益	1,015,353	▲ 290	1,015,063	
3 うち一般会計負担金	704,290	▲ 290	704,000	
4 こころの医療センター事業費用	2,667,934	▲ 5,978	2,661,956	職員数(一般職) 173人 → 166人
5 医業費用	2,524,852	▲ 5,978	2,518,874	
6 うち給与費	1,599,543	▲ 5,978	1,593,565	
7 損 益	▲ 42,155	5,688	▲ 36,467	
(資本的収入及び支出)				
8 こころの医療センター資本的収入	463,988	30,140	494,128	感染症対応精神科病床整備 事業補助金 +30,140
9 他会計補助金	0	30,140	30,140	
10 こころの医療センター資本的支出	994,301	30,140	1,024,441	陰圧室整備費 +30,140
11 建設改良費	237,354	30,140	267,494	
12 損 益	▲ 530,313	0	▲ 530,313	

病院局における障がい者雇用の状況について

1. 制度概要

- 障害者の雇用の促進等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者には一定数以上の障がい者雇用に義務づけ

2. 病院局における障がい者雇用率の状況（令和3年6月分・島根労働局報告数値）

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数（人）	障がい者の数（人）	実雇用率（％）	不足数（人）	法定雇用率（％）
628.5	9.0	1.43	7.0	2.60

※ 毎年6月1日現在の職員の任免に関する状況等を報告

※ 全職員1,396.5人（正規1,295人、会計年度101.5人）に占める医師、看護師等985人の割合に応じて適用される除外率（55％）により、全職員の55％（768人）が算定の基礎となる職員数から除外される。

（前年比）

実雇用率の増減（％）	障がい者数の増減（人）	不足数の増減（人）
0.78 ⇒ 1.43（+0.65）	5.0 ⇒ 9.0（+4.0）	10.0 ⇒ 7.0（△3.0）

※ 法定雇用率について、R3.3.1付けで2.50％から2.60％に引き上げとなった。

3. 採用試験の実施状況

- 5月以降 障がい者を受験対象に含めた県立病院職員採用試験を実施中
10月以降 随時、障がい者を対象とした会計年度任用職員を募集

4. 今後の取組等

- 「島根県病院局障がい者活躍推進計画」に基づき、引き続き、障がいのある職員が、その特性や個性に応じて、能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じることができる職場づくりを推進
- 障がい者の働きやすい職場環境づくりや障がい特性に応じた雇用管理に関する理解を深めるための「職員研修」を継続的に実施
- 健康福祉部や総務部等と連携し、障がいのある職員に担ってもらえる職務の選定・創出、作業の集約化、支援体制・職場環境の整備等について検討

【参考】知事部局等の障がい者雇用率の状況

	実雇用率（％）		法定雇用率（％）
	R3.6.1	R2.6.1	
知事部局	2.60	2.47	2.60
教育委員会	2.39	2.35	2.50

消費税の課税誤りに対する返金について（追加分）

1. 概要

出産入院時の差額ベッド料及び病衣代については、平成3年の消費税法改正により非課税扱いとされたところですが、島根県立中央病院においては、令和2年7月31日まで誤って課税扱いとしていました。

このため、民法の時効の規定に基づき、平成12年8月（20年前）に遡り返金することとしました。

平成26年1月1日から令和2年7月31日の期間分については、既に対象者に通知文書を発送していますが、この度、平成12年8月1日から平成25年12月31日の期間分について対象者に発送します。

2. 返金対象者と進捗状況

- (1) 令和3年3月8日発送分（対象期間：平成26年1月1日～令和2年7月31日）
返金の進捗状況（令和3年9月30日時点）

	人数（人）	返金額（円）	遅延損害金（円）
返金済	2,881	9,928,294	1,840,868
処理中	63	173,111	—
宛所不明	856	1,922,542	—
連絡なし	1,069	1,349,199	—
合計	4,869	13,373,146	—

- (2) 今回発送分（対象期間：平成12年8月1日～平成25年12月31日）

① 返金対象

(ア) 対象者数：14,952人

(イ) 要返金額：18,219,842円（遅延損害金を除く）

1人あたりの平均額：1,219円

〔 個室を利用された方1人あたりの平均額：2,779円
病衣のみ利用された方1人あたりの平均額：49円 〕

② 発送時期

対象者あてに返金に関する通知文書を10月4日から10月中を目途に順次発送

3. 経緯

時 期	対 応
令和2年 5月	課税誤りが判明
" 6月～7月	国等の関係機関へ課税区分の取扱いを確認
" 8月	差額ベッド料及び病衣代を非課税として規定改正
" 9月 ～令和3年2月	平成26年1月1日から令和2年7月31日の期間分の 対象者の抽出・返金額精査
令和3年 3月	上記期間分の発送
" 3月～9月	平成12年8月1日から平成25年12月31日の期間分 の対象者の抽出・返金額精査
" 10月	上記期間分の発送

4. お問い合わせ先(返金担当)

転居等により返金に関する通知文書が届かない場合や、返金に関する手続についてご不明な点がある場合には、下記までお問い合わせください。

島根県立中央病院事務局 経営課

Tel : 0853-30-6030 (受付時間：平日(土日祝日除く)9:00～17:00)

メール：chubyokeiei@pref.shimane.lg.jp